

## 第5期第36回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 平成30年6月22日(金) 午後1時30分から午後1時58分

2.開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3.出席委員 ○(24名)

4.欠席委員 △(1名)

1番	中澤 浩	○	11番	前田 良紀	△	21番	青木 茂美	○
2番	星 力	○	12番	平島 道弘	○	22番	紀藤 文秀	○
3番	佐田 正彦	○	13番	佐々木 保成	○	23番	宮田 広幸	○
4番	石崎 代里子	○	14番	上杉 俊光	○	24番	藤江 政利	○
5番	森山 幸治	○	15番	綱木 信照	○	25番	中島 勝美	○
6番	永田 寿明	○	16番	内海 卓	○			
7番	藤岡 健人	○	17番	柴田 文広	○			
8番	伊藤 正人	○	18番	池本 茂	○			
9番	貞廣 賢治	○	19番	佐々木 諭	○			
10番	土田 泰弘	○	20番	小野寺 眞一	○			

### 5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件

第4 報告第2号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第5 報告第3号 農業委員会の適正な事務実施に基づく活動計画等の決定に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計  
関する件

第9 議案第4号 農地中間管理機構による農用地の買い入れ協議を行う旨の通知要請に  
関する件

第10 議案第5号 新たな「むかわ町農業委員会憲章」の制定に関する件

### 6.農業委員会事務局職員

本 庁—事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

穂別支局—支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

## 7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	本日の出席者は24名です。欠席は、11番・前田良紀委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第5期第36回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、7番・藤岡健人委員と8番・伊藤正人委員の両名を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。  (異議なし)
議長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案5件の合わせて8件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。  (異議なし)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 日程第3 報告第1号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	【報告第1号、朗読及び説明】 6月につきましては、議案に記載のとおり、6月8日に川東地区委員会を開催しております。 川東地区委員会では、あっせんの申し出4件について審議した結果、いずれも農地中間管理機構の買入れが必要と判断したところです。 なお、あっせんの申し出内容については2ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。  (質問、意見なし)
議長	質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。 日程第4 報告第2号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	【報告第2号、朗読及び説明】

- 主 査 4ページから11ページまで申出書の写しを添付してございます。  
農地保有合理化事業の実施により所有権が農業公社に移転した農地について、5ページに記載の4名は平成25年から5年経過し、6ページに記載の1名は経営移譲を今後見越しての早期売渡として、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出がありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第3号にてご説明申し上げます。以上でございます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。  
  
(質問、意見なし)
- 議 長 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。  
日程第5 報告第3号「農業委員会の適正な事務実施に基づく活動計画等の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主 査 【報告第3号、朗読及び説明】  
13ページから20ページまで、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。また、21ページから23ページまで平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。  
本件は4月総会において、案を審議し決定いただいた内容でございますが、その後30日間の意見聴取の期間をホームページにより設けましたが、提出された意見等がなく6月1日付けで決定したものでございます。これまでの活動内容や本年度の農業委員会の活動の指標となるものでございますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。報告第3号について、質問意見はありませんか。  
  
(質問、意見なし)
- 議 長 質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。  
日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 主 査 【議案第1号、朗読及び説明】  
25ページになります。  
こちらは、譲渡人の希望により、隣接地で経営している●●〈農地所有適格法人〉へ賃借権を設定するものです。以上1件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
26ページから27ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

- 議 長  ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 1 2  番  本件について現地調査をしましたので、報告します。  
 ●●さんほか共有名義人の希望によりまして隣地で耕作している●●<農地所有適格法人>へ賃貸される案件となります。設定後は牧草を作付する予定となっております。  
 ●●<農地所有適格法人>の経営地は、適正に耕作されており、今後も同様であるため、周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
- 議 長  ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。  
 (質問、意見なし)
- 議 長  質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なし)
- 議 長  ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。  
 続いて日程第7 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 主 査  【議案第2号、朗読及び説明】  
 29ページになります。  
 本件につきましては、●●さんが自己住宅を建築する案件でございます。  
 申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可であります。農家住宅の建築は町農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられており、農地区分と転用面積は特に問題ないと考えます。  
 また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となります。  
 30ページから33ページまで、現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
- 議 長  ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 1 3  番  1番について現地を確認してきたので報告いたします。  
 ●●さんが新たに自己住宅を建築する計画ですが、申請地は、現在の宅地と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、

13 番 転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。  
続いて日程第8 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第3号、朗読及び説明】  
35ページから、所有権移転5件です。  
1番から5番までいずれも報告第2号でご報告申し上げました農業公社からの売渡に伴う所有権移転となっております。  
以上、所有権移転5件16筆でございますが、この計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
37ページから41ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。  
日程第9 議案第4号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第4号、朗読及び説明】  
43ページになります。

主 査 本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。

なお、44ページから51ページまでそれぞれの町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますよう、宜しく申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。

日程第10 議案第5号「新たな「むかわ町農業委員会憲章」の制定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第5号、朗読及び説明】

53ページに新しい憲章(案)を載せておりますので、読み上げて提案します。

本件については、平成28年4月施行の新しい農業委員会法に基づき、同年5月26日開催の全国農業委員会会長大会において、全国版の新たな「農業委員会憲章」が制定されてございますが、7月20日からの農業委員会委員が新しい農業委員会法に沿った委員となります。

この経過から、本年4月に開催した正副委員長以上会議において7月の改選期に併せて、新たな憲章を制定しようという議論になり、先日両地区委員での議論を経ながら本総会にご提案をさせていただき、新たな憲章のもと7月新体制を迎えようといった運びとなります。

内容については、農業委員会活動の根幹は全国一律であり、全国版憲章に若干手を加えながら本町農業委員会名を加えている内容となっております。

以上、ご提案いたしますので、ご確認の上、ご審議ご決定いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議

長

ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしました。  
第5期最後の総会となりましたが閉会といたします。大変お疲れ様でした。